

9月緊急JA情報

作成日： 令和元年9月17日

この度台風15号により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞いを申し上げますとともに一日も早く復興されますよう心よりお祈り申し上げます。

JAかとり 役職員一同

営農生活課

被害状況の記録(写真等)をお願いいたします

台風15号により、農業施設へ大きな被害が発生しています。安全に注意し下記事後対策の実施をお願いいたします。

甚大な被害が起こった場合には、農林水産省等が支援対策を講じる場合があります。

現時点(9月17日)では被災農業者向けの補助事業が新たに発動されるか未定となっておりますが、今後、何らかの支援策が発動された場合には速やかな対応が可能となるよう被害状況がわかる写真などが必要になります。

1、被害状況を記録しましょう。

- ・被害状況を撮影日がわかるように写真(デジカメやスマホのカメラ機能)で記録を残しておく。
- ・撮影は4方向の全体と被災場所が特定できるように接写をする。(下記の全体写真は1枚ですが、必ず、3方向以上の全体写真の撮影をお願いいたします)
- ・箇条書きで写真の説明ができるようメモを残しておく。



撮影日 ○月○日(○曜日)
対象 ビニールハウス○㎡(坪)
被害 パイプの破損(南側)

2、片づけている場合は片づけ作業を写真で記録しましょう。

3、復旧工事等、業者に依頼する等の見積書や発注書、請求書、領収書等は必ず保管しましょう。

4、再建する場合は修繕では対応できない理由を整理しておく。

- ・修繕と再建の両方を見積書を準備し、修繕の方が高価であることを確認しておくなど。

5、その他

台風による損害が発生していることやそれに関連した支出を証明できる資料を整備しましょう。

台風15号事後対策(露地作物)

圃場が湛水している場合は、速やかに排水対策を行きましょう。

栽培中の作物では、土壌の表面が乾いてきたら追肥を施用し、軽く中耕を行い生育の回復を促す。

ダイコン、カブ、コマツナ、ニンジンなどで種子の流出、発芽直後の株の損傷が激しい場合はまき直しを行きましょう。

倒伏したネギは丁寧に起こし、追肥や葉面散布を行きましょう。

各経済センターまたは地区の担当営農指導員へお問い合わせください。

購買課

JA パイプハウス補償制度のご紹介

J Aを通じて施工したパイプハウスについて、引渡後 3 年間の補償が受けられます。

【この補償制度は】

- ・ 全農が指定するメーカーが施工した物件のみ対象となります。
- ・ 指定メーカーが施工せず、施主の方自らが施工した物件は対象外となります。

【補償期間】パイプハウスの引渡後 3 年間(3 年後の応当日の午後 4 時に補償が終了します)

詳しい内容は各経済センターへお問い合わせください。

共済部門

建物更生共済にご加入の皆様へ

建物更生共済にご加入いただいている方で、被害のあった方を対象としてご相談いただけるよう災害対応窓口を各支店に設置しております。現在、被害調査のため担当者が巡回中ですが、被災された方でまだご連絡をいただけていない場合がありますらご連絡いただきますようお願いいたします。

金融部門

J A 災害対策資金の取り扱いについて

J A ひとりでは被害にあわれた皆様の早期復旧に少しでもお役に立てるよう、下記の通り対策資金を取り扱うことといたしました。

- 1、取扱期間 令和元年 9 月 17 日(火)から令和 2 年 3 月 31 日(火)までのお借入れ

経営安定資金	農業生産に必要な資金	
	貸出期間	5 年以内
	貸出限度額	3 0 0 万円以内
	貸出金利	年 0.65%(固定金利) <u>※利子補給制度のご利用により実質、無利息となります。</u>
	保証人	所定の保証機関の保証をご利用いただきますので原則、不要です。 なお、 <u>保証料 年 0.29%</u> は、 <u>JA ひとり</u> が全期間負担します。
施設復旧資金	農業施設が損壊した場合において、当該施設を現状に復元するために必要な資金	
	貸出期間	6 年以内(内据置 2 年以内)
	貸出限度額	5 0 0 万円以内
	貸出金利	年 0.65%(固定金利) <u>※利子補給制度のご利用により実質、無利息となります。</u>
	保証人	所定保証機関の保証をご利用いただきますので原則、不要です。 なお、 <u>保証料 年 0.29%</u> は、 <u>JA ひとり</u> が全期間負担します。

詳しい内容は各支店の窓口へお問い合わせください。